

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：丸浜舗道株式会社
(法人番号4090001002066)
業者の住所：山梨県甲府市東光寺1-7-8
2. 指名停止措置期間：令和7年10月30日から令和7年11月29日（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県
4. 事実概要：
上記有資格者は、山梨県発注の工事について、主任技術者を専任で置くことが必要であったにも関わらず、工期が重複している甲府市上下水道局発注の2件の工事についても同一の主任技術者を配置していたことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内